

# 山梨県公報

第千五百九十八号

平成十七年

八月二十五日

木 曜 日

## 目 次

保安林の指定の予定(三件).....	六一五
土地収用事業の認定.....	六一六
道路の区域変更(二件).....	六一七
団体営土地改良事業の完了.....	六一七

## 告 示

### 山梨県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年八月二十五日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

#### 一 保安林の所在場所

東山梨郡大和村初鹿野字浅久保四七七二・四七七三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四七七六から四七七八まで、四七七八の一、四七七九から四七八一まで、四七八三・字西大志戸四七八七・四七八八・四七八九の一・字東大志戸四八二・四八二四の一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字浅久保四七七二・四七七三・四七八三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字西大志戸四七八九の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年八月二十五日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

#### 一 保安林の所在場所

東八代郡芦川村上芦川字中之入一六六八

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中之入一六六八(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び芦川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年八月二十五日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町室伏字大久庵一八五二の一、一八五二の三・一八五二の四（以上二筆国有林）、一八五四の一、一八五四の二（国有林）、一八六八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。  
平成十七年八月二十五日

山梨県知事職務代理者

山梨県副知事 北 崎 秀 一

一 起業者の名称

社会福祉法人清長会

二 事業の種類

障害者福祉施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 甲府市城東三丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十号第一号要件

障害者福祉施設建設事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であ

ることから、法第三条第二十三号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人であり、現在、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童居宅介護事業等の社会福祉事業を行っている。また、本事業の実施については、理事会が承認したところであり、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、社会福祉法第二条に規定された知的障害者授産施設を運営する事業及び知的障害者居宅介護事業等を行う施設を整備する事業である。

現在の施設は手狭なため、受け入れることができない待機者が生じているが、本事業が完成すると、これが解消され、また、養護学校等からの受入要望に対応できるなど、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、起業地の現況は駐車場であり、造成部分は少なく、予定建築物も過大ではなく、地下構造もないことから周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利用者の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在、起業者が経営している知的障害者授産施設は手狭であり、受入要望に対

応することができず、更に知的障害者居宅介護事業等を実施している施設の存する土地は、借地であり、立退きを要求されている状況であることから早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
 本事業に係る起業地の範囲は、必要な施設規模から積算しており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性  
 以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論  
 1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 甲府市都市計画課

**山梨県告示第四百四十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年九月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十五日

- 山梨県知事職務代理者  
 山梨県副知事 北 崎 秀 一
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 市川大門鯉沢線
  - 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代都市川大門町大字下大鳥居字中河原 七八八番の五地先から 西八代都市川大門町大字下大鳥居字上米地	旧	九・〇 三六・〇	七三三・〇

一四二五番の一地先まで

新	一一・〇 四四・〇	七三三・〇
---	--------------	-------

**山梨県告示第四百四十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年九月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十五日

- 山梨県知事職務代理者  
 山梨県副知事 北 崎 秀 一
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 駒ヶ岳公園線
  - 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市白州町大字横手字古御所二二二九番 の四地先から 北杜市白州町大字横手字古御所二二二九番 の二地先まで	旧	一〇・〇 一四・〇	三七・〇
	新	七・五 一四・〇	三七・〇

**山梨県告示第四百五十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、南アルプス市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成十七年八月二十五日

- 山梨県知事職務代理者  
 山梨県副知事 北 崎 秀 一

土地改良事業名	地区名	工事了年月日
基盤整備促進事業	上高砂地区	平成十七年三月三十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番